

大野町上水道事業 令和8年度水道水質検査計画

1 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とします。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査表のとおりとします。

給水栓では、水道法に基づき、色、濁り及び残留塩素の検査(水道法施行規則第15条第1項第1号-イ)については、1日1回行います。

また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、味、臭気、色度及び濁度等(水道法施行規則第15条第1項第3号-イ)の検査は、月1回行います。

その他の項目の検査については、別添水質検査項目一覧表に掲げる検査頻度により行います。

2 水道施設の概要

＜大野町上水道事業＞

(1) 第1水源地

深井戸から取水ポンプで取水後、第2水源地へ送水します。

(2) 第2水源地

深井戸から取水ポンプで取水後、第1水源地の水とともに受水槽に貯め塩素消毒を行い、大野町配水場へ送水し自然流下で給水します。

(3) 第3水源地

深井戸から取水ポンプで取水後、塩素消毒を行い給水します。

(4) 第4水源地

深井戸から取水ポンプで取水後、配水池に貯め、塩素消毒を行い給水します。

(5) 第5水源地

浅井戸から取水ポンプで取水後、塩素消毒を行い給水します。

＜給水状況＞

大野町上水道	
給水区域(所在地)	黒野、六里、相羽、下方、麻生、西方、桜大門、大野、上秋、稲畑、瀬古、中之元、公郷、大衣斐、小衣斐、領家、加納、南方、五之里、郡家、上磯、下磯、本庄、下座倉、安八郡神戸町大字西座倉の全部、野、稲富、寺内、古川、牛洞、松山の一部の区域内
給水人口	19,443人
計画1日最大給水量	14,000m ³
1日最大給水量	11,028m ³
1日平均給水量	9,805m ³

計画1日最大給水量以外の数値は令和6年度末の数値です。

＜浄水施設の概要＞

		大野町上水道			
		北部配水ブロック			南部配水ブロック
所在地		第2水源地 古川地内	第3水源地 黒野地内	第5水源地 大野地内	第4水源地 公郷地内
原水の種類		地下水 60m 1号井(第1水源地) 地下水 60m 2・3号井(第2水源地)	地下水 70m 1号井	地下水 50m 1号井	地下水 90m 1号井・2号井
処理能力	標準	4,563m ³ (993m ³ +3,570m ³)	2,382m ³	469m ³	800m ³
m ³ /日	最大	4,650m ³ (1,050m ³ +3,600m ³)	3,000m ³	750m ³	3,000m ³
沈殿池		/			
ろ過池		/			
浄水処理方法		塩素滅菌のみ	塩素滅菌のみ	塩素滅菌のみ	塩素滅菌のみ

<配水系等と検査地点図>
別紙1にて示す。

3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

	大野町上水道				
	北部水系				南部水系
	第1水源地	第2水源地	第3水源地	第5水源地	第4水源地
原水の汚染要因及び水質状況	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。				
浄水の水質状況	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。				
水質管理上留意すべき事項	・特になし。				

・当該水道を巡る原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

原水は、地下50～90mの深井戸等で、水質は良好。水源の周辺に汚染源はなく、汚染要因は特になし。原水の水質が良好のため浄水方法は、消毒のみである。管路は、ダクタイル鋳鉄管、硬質塩化ビニル管等である。

4 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由は、別添一覧表に記載。

5 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、次の場合に行う。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき。
- ②水源に異常があったとき。
- ③水道利用者で消化器系感染症が流行したとき。
- ④浄水過程に異常があったとき。
- ⑤配水管の大規模な工事をしたとき。
- ⑥その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

その際の水質検査を行う項目は、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、臭気、色度、濁度の10項目とする。

6 水質検査の方法

毎月検査、3ヶ月に1回実施する検査及び1年に1回実施する全項目については、委託検査機関にて実施します。

(1)委託の範囲

①具体的な検査項目、頻度

別表1及び別表1-2による

②試料の回収及び運搬方法

水質検査委託検査機関にて、採水に必要な試薬、容器、アイスボックス、コンテナ等を用意し、試料の回収及び運搬を行います。

③臨時検査の取扱い

臨時水質検査は、協議の上実施します。但し緊急検査の指示をした場合は、指示を受けてから1時間以内に採水を行い、採水後25時間以内に検査結果を報告します。

(2)委託した検査の実施状況の確認方法

業務の信頼性を確保するため、水道水質基準項目の水道GLP(原水含む)及びISO/IEC 17025の認定を取得している機関に委託します。また、検査結果以外にも必要な場合には、分析日時及び分析を実施した検査員を示した試料、分析条件、検量線(相関係数も含む)、クロマトグラム並びに濃度計算書等を添付させます。

7 水質検査計画及び検査結果の公表

R8年度の水質検査計画及び検査結果は、ホームページに掲載して公表します。

8 関係機関との連携等

- ①水質検査委託検査機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価します。
また、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等適切に対処します。
なお、その際必要に応じ、保健所、委託検査機関から指導、助言を受けながら実施します。
- ②年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等
を
行います。
- ③水質検査計画に基づく検査の実施等については、委託検査機関及び岐阜県西濃保健所等と連携を図り
実施します。
- ④水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、保健所に情報提供するとともに、必要
な浄水処理を行います。

〈別表 1〉 令和8年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 大野町上水道事業	
浄水場名: 第2水源	クリプトスポリジウム対策指針: レベル2 ※1
採水の場所: 大野町大字稲富地内(富秋ふれあいセンター)	
水源種別(地下水) 表流水 湧き水 その他	原水全項目水質検査: 8月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 6月・12月実施	
水質検査委託機関名称: (株)総合保健センター(仮)	
毎日検査実施場所: 大野町大字中之元地内(給水柱)	

項目番号	水質基準項目	検査回数	検査回数												年間	理由	
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	3ヶ月毎	○													4	3ヶ月に1回省略不可
4	水銀及びその化合物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5	セレン及びその化合物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6	鉛及びその化合物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8	六価クロム化合物	3ヶ月毎	○				○				○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
9	亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	○				○				○					4	3ヶ月に1回省略不可
12	フッ素及びその化合物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13	ホウ素及びその化合物	3ヶ月毎	○				○				○					4	3ヶ月に1回省略不可
14	四塩化炭素	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15	1,4-ジオキサン	3ヶ月毎	○				○				○					4	3ヶ月に1回省略不可
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
17	ジクロロメタン	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18	テトラクロロエチレン	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19	トリクロロエチレン	3ヶ月毎	○												○	4	3ヶ月に1回省略不可
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	3ヶ月毎	○				○				○					4	3ヶ月に1回省略不可
21	ベンゼン	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
22	塩素酸	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
24	クロロホルム	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
27	臭素酸	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎	○				○				○					4	3ヶ月に1回省略不可
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
30	プロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
31	プロモホルム	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
33	亜鉛及びその化合物	年1回														1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
34	アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎	○				○				○					4	3ヶ月に1回省略不可
35	鉄及びその化合物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36	銅及びその化合物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37	ナトリウム及びその化合物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38	マンガン及びその化合物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
39	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40	カルシウム、マグネシウム等	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41	蒸発残留物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42	陰イオン界面活性剤	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
43	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回									○					1	水源が地下水であるため
44	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回									○					1	水源が地下水であるため
45	非イオン界面活性剤	3ヶ月毎	○					○								4	3ヶ月に1回省略不可
46	フェノール類	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数			9	31	9	9	31	9	9	52	9	9	31	9			

項目	検査回数	検査回数												年間	備考	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1~21, 33~48, 50~52の項目(40項目)	年1回						○									1
大腸菌(指標菌)	3ヶ月毎		○				○				○				○	4
嫌気性芽胞菌(指標菌)	3ヶ月毎		○				○				○				○	4
クリプトスポリジウム																
ジアルジア																

0 2 0 0 42 0 0 2 0 0 2 0

※1 原水種別としてはレベル1だが水質検査はレベル2を採用

〈別表 1〉 令和8年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 大野町上水道事業	
浄水場名: 第3水源	クリプトスポリジウム対策指針: レベル2 ※1
採水の場所: 大野町大字松山内(西郡ふれあいセンター)	
水源種別(地下水) 表流水 湧き水 その他	原水全項目水質検査: 8月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 6月・12月実施	
水質検査委託機関名称: (株)総合保健センター(仮)	
毎日検査実施場所: 大野町大字中之元地内(給水柱)	

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	3ヶ月毎	○												4	3ヶ月に1回省略不可
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8 六価クロム化合物	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	○							○					4	3ヶ月に1回省略不可
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○							○					4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○					4	3ヶ月に1回省略不可
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19 トリクロロエチレン	3ヶ月毎	○											○	4	3ヶ月に1回省略不可
20 ベルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びベルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
21 ベンゼン	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
22 塩素酸	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○							○					4	3ヶ月に1回省略不可
31 プロモホルム	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回													1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
34 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41 蒸発残留物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
43 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	水源が地下水であるため
44 1,2,7,7-テトラメチルピペリジノ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	水源が地下水であるため
45 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
46 フェノール類	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
	項目数	9	31	9	9	31	9	9	52	9	9	31	9		

		備考													
項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	
1~21, 33~48, 50~52の項目(40項目)	年1回					○								1	
大腸菌(指標菌)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル2)※1
嫌気性芽胞菌(指標菌)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル2)※1
クリプトスポリジウム															
ジアルジア															

0 2 0 0 42 0 0 2 0 0 2 0

※1 原水種別としてはレベル1だが水質検査はレベル2を採用

〈別表 1〉 令和8年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 大野町上水道事業	
浄水場名: 第4水源	クリプトスポリジウム対策指針: レベル2 ※1
採水の場所: 大野町大字加納地内(川合ふれあいセンター)	
水源種別(地下水) 表流水 湧き水 その他	原水全項目水質検査: 8月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 6月・12月実施	
水質検査委託機関名称: ㈱総合保健センター(仮)	
毎日検査実施場所: 大野町大字本庄地内(給水柱)	

No.	水質基準項目	検査回数	検査回数												年間	理由	
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	3ヶ月毎	○													4	3ヶ月に1回省略不可
4	水銀及びその化合物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5	セレン及びその化合物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6	鉛及びその化合物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8	六価クロム化合物	3ヶ月毎	○				○				○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
9	亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
12	フッ素及びその化合物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13	ホウ素及びその化合物	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
14	四塩化炭素	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15	1,4-ジオキサン	3ヶ月毎	○				○				○					4	3ヶ月に1回省略不可
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
17	ジクロロメタン	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18	テトラクロロエチレン	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19	トリクロロエチレン	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	3ヶ月毎	○				○				○					4	3ヶ月に1回省略不可
21	ベンゼン	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
22	塩素酸	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
24	クロロホルム	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
27	臭素酸	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
30	プロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
31	プロモホルム	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
33	亜鉛及びその化合物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
34	アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎	○								○					4	3ヶ月に1回省略不可
35	鉄及びその化合物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36	銅及びその化合物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37	ナトリウム及びその化合物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38	マンガン及びその化合物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
39	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40	カルシウム、マグネシウム等	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41	蒸発残留物	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42	陰イオン界面活性剤	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
43	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回									○					1	水源が地下水であるため
44	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回									○					1	水源が地下水であるため
45	非イオン界面活性剤	3ヶ月毎	○					○								4	3ヶ月に1回省略不可
46	フェノール類	年1回									○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数			9	31	9	9	31	9	9	52	9	9	31	9			

No.	項目	検査回数	検査回数												年間	備考	
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
原水	1~21, 33~48, 50~52の項目(40項目)	年1回						○								1	
	大腸菌(指標菌)	3ヶ月毎		○				○							○	4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル2)※1
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	3ヶ月毎		○				○							○	4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル2)※1
	クリプトスポリジウム																
	ジアルジア																
項目数			0	2	0	0	42	0	0	2	0	0	2	0			

※1 原水種別としてはレベル1だが水質検査はレベル2を採用

〈別表 1〉 令和8年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 大野町上水道事業	
浄水場名: 第5水源	クリプトスポリジウム対策指針: レベル2
採水の場所: 大野町大字桜大門地内(豊木ふれあいセンター)	
水源種別(地下水) 表流水 湧き水 その他	原水全項目水質検査: 8月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 6月・12月実施	
水質検査委託機関名称: (株)総合保健センター(仮)	
毎日検査実施場所: 大野町大字中之元地内(給水柱)	

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	3ヶ月毎	○												4	3ヶ月に1回省略不可
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8 六価クロム化合物	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	○							○					4	3ヶ月に1回省略不可
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19 トリクロロエチレン	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
20 ベルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びベルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
21 ベンゼン	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
22 塩素酸	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 プロモホルム	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○							○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
34 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41 蒸発残留物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
43 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	水源が地下水であるため
44 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	水源が地下水であるため
45 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
46 フェノール類	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
	項目数	9	31	9	9	31	9	9	52	9	9	31	9		

		備考														
項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間		
原水	1~21、33~48、50~52の項目(40項目)	年1回													1	
	大腸菌(指標菌)	3ヶ月毎	○				○							○	4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル2)
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	3ヶ月毎	○				○							○	4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル2)
	クリプトスポリジウム															
	ジアルジア															
		0	2	0	0	42	0	0	2	0	0	2	0			

令和8年度 水質検査項目(基準項目以外)計画

※その浄水場等での年間検査回数を記入

※農薬類は、31の次に、番号と農薬名を記入する

※水質管理目標設定項目以外の項目は、農薬類の次に項目名を記入する。

〈別表1-2〉 定期検査(水質基準項目以外の項目に係るもの)

(大野町)

区分	上水道																				合計	
	水道名称	大野町上水道																				
浄水場等名称	第4水源																					
採水地点名称	第一取水井																					
水源の数又はヶ所数	1																					
水質検査項目名	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水
1 アンチモン及びその化合物	1																				1	0
2 ウラン及びその化合物	1																				1	0
3 ニッケル及びその化合物	1																				1	0
4 (削除)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 1,2-ジクロロエタン	1																				1	0
6 (削除)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 (削除)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 トルエン	1																				1	0
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1																				1	0
10 亜塩素酸																					0	0
11 (削除)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12 二酸化塩素																					0	0
13 ジクロロアセトニトリル	1																				1	0
14 抱水クロラール	1																				1	0
15 農薬類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 残留塩素																					0	0
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18 マンガン及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 遊離炭酸	1																				1	0
20 1,1,1-トリクロロエタン	1																				1	0
21 メチルセブチルエーテル	1																				1	0
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1																				1	0
23 臭気強度(TON)	1																				1	0
24 蒸発残留物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25 濁度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26 pH値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27 腐食性(ランゲリア指数)	1																				1	0
28 従属栄養細菌	1																				1	0
29 1,1-ジクロロエチレン	1																				1	0
30 アルミニウム及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31 (削除)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32 グリホサート	1																				1	0
33 トリシクラゾール	1																				1	0
34 フェリムゾン	1																				1	0
35 フサライド	1																				1	0
延べ検査項目回数	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備考																						

※区分の欄は、「上水道」、「簡水」、「専水」、「飲供」、「その他」とすること。この場合「飲供」とは、国庫補助対象の飲料水供給施設とし、「その他」とは、その他の飲料水供給施設又は専用水道に準ずる施設であって、法的な義務はないが、水道法の規定に準じて、定期的水質検査を実施する施設とする。

大野町上水道事業 令和8年度水道水質検査

